

■令和7年度一時的保育事業のご案内■

1 事業内容

(1) 非定型的保育事業

保護者の労働（就職活動を除く）、職業訓練、就学等により、断続的に家庭保育が困難と思われる児童に対する保育事業

(2) 緊急保育事業

保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭での保育が困難となる児童に対する保育事業

申請理由	必要書類	承諾期間等
疾病	保育が困難である旨の明示のある診断書	1か月 延長の場合には3か月に1回診断書の再提出が必要です。
災害・事故	罹災証明・事故証明	1か月
出産	母子手帳の写し 出産予定日の確認できる部分	1か月 出産月を含む3か月を限度とします。
看護・介護	看護・介護を必要とする者の入院期間等の状況が確認できる書類 (診断書・入院計画書等)	1か月 延長の場合には3か月に1回診断書等の再提出が必要です。
冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由	保育を必要とする日または期間の明示のある第三者が発行した書類	1か月 延長はできません。 【対象】 不可避の事態によること。 保護者の恣意的な事由または選択の余地のある事由等は該当しません。

2 対象児童

通常の保育所入所の対象とならない児童であって、児童及び保護者が市内に居住し、健康で集団保育が可能な満1歳以上就学前の児童

3 実施施設及び利用定員

(令和7年4月版)

利用保育所	定員	所在地	電話番号
千駄野保育所	10名以下	千駄野880	92-1303

※ 保育士の状況によっては、受入れ定員人数に増減がございます。

4 利用期間

(1) 非定型的保育事業

原則として6か月未満とし、平均週3日を限度とします。

(2) 緊急保育事業

原則として1か月未満とします。

5 保育時間

下記の保育時間内において必要と認められる時間とします。延長保育はありません。

(1) 月曜日から土曜日 午前8時30分から午後4時30分まで

※ 土曜日は、千駄野保育所において、共同保育を実施します。

6 休日

(1) 日曜日、祝日

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(3) その他、市長が特に必要と認めた日

7 利用料

区 分	利用料（日額）	
	3歳未満児	3歳以上児
生活保護法の規定による被保護世帯	0円	0円
その他の世帯	2,500円	1,500円

※ 3歳以上児は区分に関わらず、利用料のほかに主食費50円・副食費180円（日額）をお支払いいただきます。

8 利用申込手続き

一時保育の利用を希望するかたは、利用申込書に指定する書類を添えてこども保育課保育担当までお申込みください。ご利用希望日の1か月前から受付を開始します。

(1) 利用申込書（児童1人につき1部）

(2) 一時保育利用の必要が確認できる書類（保護者毎の就労証明書、診断書等）

9 その他

(1) 利用申込書、就労証明書は、こども保育課にございます。（市HPからダウンロードもできます。）

(2) 保険加入手続きが必要なため、ご利用希望日の1週間前にはお申込みください。

※ 緊急保育事業でのご利用希望の場合はこの限りではありません。担当にご相談ください。

(3) 定員の状況により利用できない場合がありますのであらかじめご承知ください。

(4) 入所前に保育所において、面接を行っていただきます。

(5) 幼稚園に通園している児童のかたについては、ご利用いただくことができません。



問い合わせ

白岡市 健康福祉部

こども保育課 保育担当

0480-92-1111 内線 184